水 俣 市

概要版

第３期

子ども・子育て支援事業計画

令和７年３月

水 俣 市

1 計画の策定にあたって

子ども・子育て支援事業計画について

水俣市では、子育て環境の現状やニーズ、国の「こども大綱」等を踏まえ、妊娠・出産から成長期のこども、青年期の若者など、これからの水俣市を担っていくこどもや若者を切れ目なく支援するための具体的な取組をまとめた**「第3期水俣市子ども・子育て支援事業計画」**をつくりました。

計画の期間

この計画は、令和7年度を初年度とし、令和11年度を目標年度とする5か年計画です。

	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)
水俣市子ども・子育て支援事業計画	第２期計画（前期計画）					第３期計画（本計画）				

ライフステージの目安

計画で示すライフステージごとの目安の年齢（年代）は右の図のとおりです。

「こども基本法」と「こども大綱」とは？

「こども基本法」とは、全てのこどもや若者が、健やかに成長でき、将来にわたって幸せに生活できる「こどもまんなか社会」をつくっていくための法律です。

「こども大綱」とは、「こども基本法」の中で、「こどもまんなか社会」をつくっていくために大事にすることをまとめたものです。

「こどもまんなか社会」とは？

「こどもまんなか社会」とは、全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態で生活をおくることができる社会のことです。

「こども大綱」における「こどもまんなか社会」をつくっていくために大事にすることには、

- ▸こどもや若者のみなさんが生まれながらに持っている権利を大切にすること
- ▸こどもや若者のみなさんの意見を聴きながら、一緒に進めていくこと
- ▸こどもや若者のみなさんが自分らしく生活を送ることができるようになるまで、しっかりと支えていくこと

などがあります。

2 計画の基本的な方向性

基本理念

地域が一体となってみんなで子育てを応援し、親子がいきいきするような子育て支援の環境づくりを実現させるとともに、未来を担う人材を地域で育み、持続可能なまちづくりにつなげていく取組を更に推進していくため、

「誰もが安心して産み育てられ　未来を担うこどもたちが地域で育まれ　幸せに成長できるまち　みなまた」

を計画の基本理念とします。

基本方針

基本理念に基づき、こどもと子育てを取り巻く課題を地域全体で解決していくため、

- **全てのこども・若者が幸せに暮らし、成長できるまちづくり**
- **家庭や子育てに幸せ、喜びを実感できる環境づくり**
- **地域全体でこども・若者を支え、育てる気運の醸成**

を計画の基本方針とします。

こども施策に関する基本目標

基本目標１　ライフステージに応じた支援の充実

(1)ライフステージごとの支援

誕生前から幼児期、学童期・思春期、青年期のそれぞれのライフステージにおいて起こりうる課題とその背景に目を向け、きめ細やかな支援の充実に取り組みます。

【主要施策】
① 誕生前から幼児期までの支援
② 学童期・思春期の支援
③ 青年期の支援

(2)切れ目のない支援

こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目のない支援を実現することを目標に掲げ、全てのライフステージに共通する各施策に取り組みます。

また、こども・若者の自殺対策及び犯罪等からこども・若者を守る取組についても一層の推進を図ります。

【主要施策】
① 多様な体験や活躍ができる機会づくり
② 切れ目のない保健・医療の提供
③ こどもを犯罪等から守る取組の推進

基本目標２　支援が必要なこども等への支援の充実

障がい児・医療的ケア児等への支援やこどもの貧困対策の取組を推進するとともに、児童虐待防止対策の強化やヤングケアラーへの支援を含めた社会的養護を必要とするこども・若者に対する支援の充実を図ります。

【主要施策】
① 支援が必要なこども等への取組の推進

基本目標３　安心して子育てができる地域社会づくりの推進

子育て当事者が、経済的な不安や孤立感を抱いたり、仕事との両立に悩んだりすることなく、また、家庭や子育てに幸せを感じられるように、子育て当事者への様々な支援の充実を図り、全体で支援する地域社会づくりの推進に取り組みます。

【主要施策】
① 子育てや教育に関する経済的負担の軽減
② 地域子育て支援、家庭教育支援の推進
③ 仕事と子育てを地域全体で支援する社会づくり

3 地域子ども・子育て支援事業など

★対象となるライフステージを 幼児期 学童期 思春期 青年期 で表しています。

水俣市の主な取組

妊婦の健康診査

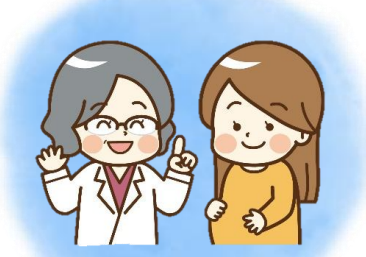

市が妊婦健康診査にかかる費用を一部負担します。

幼児期

こんにちは赤ちゃん

（乳児家庭全戸訪問）

生後４か月までの乳児がいる家庭を訪問し、子育て相談や助言、情報提供を行い、必要な支援につなげます。

幼児期

産後ケア事業

退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等の支援を行います。

幼児期

地域子育て支援拠点

乳幼児とその保護者同士が相互の交流を行う場所を設けます。

幼児期

延長保育

通常の利用時間を超える時間を認定こども園や保育所等で保育を実施します。

幼児期

子育て世帯訪問

家事・子育て等に対して不安や負担を抱えた子育て家庭、妊産婦等がいる家庭を訪問し支援します。

幼児期 学童期

親子関係形成支援

子育てに悩みや不安を抱える保護者等への相談や助言、保護者同士が相互に相談や情報の交換ができる場を設けます。

幼児期 学童期

病児・病後児保育

病児又は病気の回復期にある児童に看護師等が一時的に保育等を行います。

幼児期 学童期

ファミリー・サポート・センター

児童の預かり等の援助を受けることを希望する保護者と、当該援助を行うことを希望する保護者との相互援助活動を行います。

幼児期 学童期

ショートステイ・トワイライトステイ

家庭で養育を受けることが一時的に困難となった児童をお預かりし、必要な養育を行います。

幼児期 学童期 思春期

学童クラブ
（放課後児童健全育成事業）

日中保護者が家庭にいない児童に、適切な遊びや生活の場を提供します。

学童期

児童育成支援拠点

養育環境等に課題を抱える児童等の居場所となる場を設け、多様な課題に応じた支援を包括的に提供します。

学童期

こども家庭センター

すべてのこども、妊産婦、子育て世帯の相談・支援窓口として、母子保健と児童福祉の一体的相談・支援体制で対応します。

幼児期 学童期 思春期 青年期

このようなこどもに関する施策に加え、教育、雇用、医療など幅広い施策も含む「こども施策」の充実に努めます。

4 計画の目標

計画の目標年度（令和 11 年度）に次のような目標を設定します。

	目標（令和 11 年度）
①「いま、自分が幸せ」と思うこどもの割合 ※現状（令和6年度）：小学生 89.2% 中学生 88.3%	UP 小中学生 90%
②悩みや困った事を相談できる人がいるこども・保護者の割合 ※現状（令和6年度）：小学生 88.6% 中学生 76.6% 保護者 95.8%	UP 小学生 90% 中学生 80% 保護者 98%
③こどもの意見がまちづくりに活かされていると思うこどもの割合 ※現状（令和6年度）：中学生 50%	UP 中学生 70%
④ほっとできる場所・安心できる場所があるこどもの割合 ※現状（令和6年度）：小学生 94.9% 中学生 93.6%	UP 小中学生 95%
⑤子育てがしやすい環境だと感じる人の割合 ※現状（令和3年度） 20.7%	UP 50%

※小中学生アンケート、子ども・子育てアンケート、市民アンケートの結果をもとに評価を行います。

計画の体系図

【基本理念】

誰もが安心して産み育てられ
未来を担うこどもたちが地域で育まれ
幸せに成長できるまち　みなまた

【基本方針】

- 全てのこども・若者が幸せに暮らし、成長できるまちづくり
- 家庭や子育てに幸せ、喜びを実感できる環境づくり
- 地域全体でこども・若者を支え、育てる気運の醸成

【こども施策に関する基本目標】 ⇔ 連動 ⇔ **【施策推進のための取組】**

こども施策に関する基本目標	施策推進のための取組
① ライフステージに応じた支援の充実 (1)ライフステージごとの支援 (2)切れ目のない支援	1 こども・若者の意見の反映
② 支援が必要なこども等への支援の充実	2 施策の共通の基盤づくり
③ 安心して子育てができる地域社会づくりの推進	3 施策の推進体制づくり

SDGs 未来都市
みなまた

計画書の詳しい内容はこちらの
QR コードからご覧いただけます。

水俣市第3期子ども・子育て支援事業計画(概要版)
編集・発行　水俣市